# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	(ひたちなか市におけるリスクに対する措直) ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。 ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。 ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入返室管理を行っている。
	・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。 ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付け
	・安託事業有に対しては、他留味持契利を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務的のている。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、特却その他の復元できない方法に

### 評価実施機関名

ひたちなか市長

### 公表日

令和7年10月8日

### I 関連情報

①事務の名称	障害者総合支援法による自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業等に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第12条に規定する資料の提供等の求めに関する事務2 法第20条第1項の支給決定、同法第51条の6第1項の地域相談支援給付決定若しくは同法第53条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務3 受給者証、地域相談支援受給者証に関する事務4 法第24条第2項の支給決定の変更、同法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第56条第2項の支給決定の変更に関する事務5 法第25条第1項の支給決定の取消し、同法第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第57条第1項の支給決定の取消しに関する事務5 法第25条第1項の支給決定の取消しに関する事務6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第15条、第26条の7若しくは第32条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務7 前各号に掲げるもののほか、法第6条に規定する自立支援給付の支給に関する事務8 法第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務8 法第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務9・「情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務>・「情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH) 本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可
③システムの名称	障害者福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, EUCシステム, Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファ	イル名

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表の117の項

•番号法第19条第6号

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第60条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施する	]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・ 番行用が は ・ 行用 が は ・ 行用 が は を 行用 り に り の に り の り の り の り の り の り の り の り	寺定個人情報の の項,第146条 個人情報の提 法第19条第8号 手続における特 寺定個人情報の 第13条,第17:	号 特定の個 り 提供に関 ( 第147条 供) 号 特定の個 り り 提供に関	、を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の144, 145及 並びに第148条 、を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく する命令第2条の表の11, 15, 20, 37, 42, 75, 80, 81, 125, 144及び155 に、第39条、第44条、第77条、第82条、第83条、第127条、第146条並びに

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部福祉事務所障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長

6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東	[石川2丁目10番1号 029-273-0111				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号	号 029-273-0111			
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した						
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい	FF 4/71	Marie Company	
1 -2 I V	112 44	75 T 40	

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ] 旅機関については、それぞれ	1.重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
されている。				7771444 11 11 11 11 11 11 11 11
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	iじた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去 ····································			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられま			
9. 監査				
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策    <選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。			

#### 変更箇所

変更箇			+=# A P #	Am at a min day	
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	1 法第6条に規定する自立支援給付の支給に 関する事務 2 法第24条第2項の支給決定の変更に関す る事務 3 法第51条の9第2項の地域相談支援給付 決定の変更に関する事務 4 法第56条第2項の支給認定の変更に関す る事務 5 地域生活支援事業の実施に関する事務	1 法第12条に規定する資料の提供等の求め に関する事務 2 法第20条第1項の支給決定,同法第51条 の6第1項の地域相談支援給付決定若しくは同 法第53条の支給認定の申請の受理,その申請に 対する応答に関する事務 3 法第24条第2項の支給決定の変更,同法 第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更,同法 第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更し関する事務 4 法第25条第1項の支給決定の取消し,同法 第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消し及は同法第56条第2項の支給認定の変 更に関する事務 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律施行(平成18年政令 第10号)第15条、第16条(平成18年政令 第10号)第15条、第26条の7若しは第32条の申請内容の変更の届出の受理,その届出に 係る客に関する事務 6 前各号に掲げるもののほか,法第6条に規 定する自立支援給付の支給に関する事務 7 法第77条に規定する地域生活支援事業の 実施に関する事務	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の108,109及び 110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第55条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の16,26,56の 2,518及び116の頃 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第12 条,第19条,第30条,第31条及び第44条	(特定個人情報の照会) - 番号法第19条第7号 別表第2の108, 109及び110の項 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第55条, 第55条の2及び第55条の3(特定個人情報の提供) - 番号法第19条第7号 別表第2の8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108及び116の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第55条及び第55条及び第59条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第55	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	障害福祉課長 海野 泰明	障害福祉課長 大和田 千鶴子	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	1 法第12条に規定する資料の提供等の求めに関する事務 2 法第20条第1項の支給決定、同法第51条の6第1項の地域相談支援給付決定若しくは同法第53条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実に可の支給決定の変更、同法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 3 法第24条第2項の支給決定の変更、同法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 4 法第25条第1項の支給決定の取消し、同法第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第57条第1項の支給認定の取消し民間の事務 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する下あの法律施行令(平成18年取令10年)第10号)第15条、第26条の7若しくは第32条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に対する応答に関する事務 6 前各号に掲げるもののほか、法第6条に規定する自立支援給付の支給に関する事務 7 法第7条に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務	1 法第12条に規定する資料の提供等の求め に関する事務 2 法第20条第1項の支給決定,同法第51条 の6第1項の地域相談支援給付決定若しくは同 法第53条の支給認定の申請の受理,その申請 請に係る事実についての審査又はその申請に 対する応答に関する事務 3 受給者証,地域相談支援受給者証に関する 事務 4 法第24条第2項の支給決定の変更,同法 第51条の9第2項の地域相談支援給行決定の 変更又は同法第56条第2項の支給認定の変更,同法 第51条の9第2項の地域相談支援給行決定の 変更又は同法第56条第2項の支給認定の変更,同法 第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の 取月に関する事務 5 法第25条第1項の支給認定の取消し、同法 第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の 取消して関する事務 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律施行令(平成18年政令 第10号)第15条、第26条の7若しくは第322条 の申請内容の変更の屈出の受理、その届出に 係る事実についての審査又はその届出に対する る応答に関する事務 7 前各号に掲げるもののほか、法第6条に規 定する自立支援給付の支給に関する事務 8 法第77条に規定する地域生活支援事業の 実施に関する事務	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月5日	I 関連情報 4.情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1100項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の108, 109及び110の項 ・10の項 ・1つの項・1つの項・1つの項・1のでは、100の項・1のの項・1のの項・1のの項・1ののでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100のでは、100の番号の利用等に関する法律別表第二の主称(100の番号の利用等に関する法律別表第二の主称(100の番号の利用等に関する法律別表第二の主称(100を第1)を第10条。第10条。第12条。第14条。第19条、第27条、第10条。第12条。第14条。第55条及び第59条の2の2	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示 又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用 又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか 市文書取扱規程に基づき適正に保管等をする とともに、廃棄する場合には、焼却その他の復 元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での間き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市共定個人情報等取扱要網及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするととした。廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部福祉事務所障害福祉課	保健福祉部福祉事務所障害福祉課	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部福祉事務所障害福祉課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	保健福祉部福祉事務所障害福祉課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	いたつなが叩は、呼音句の日本土冷及い社会生活を終合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業等に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行を明まれている。これらの事務のうち、行を明まれている。これらの事務のうち、行を明まれている。これらの事務のうち、行を明まれている。これらの事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務のうち、行の事務をしている。)及び行政手続における時間する法律(平成26年内閣府・総務省を取り扱い、か事務を一の主務省令でより扱い、か事務は、次に掲げるものとする。1 法第20条第1項の支給決定、同法第12条に規定する資料の提供等の求め、1 法第12条に規定する資料の提供等の求め、1 法第12条に規定する資料の提供等の求め、1 法第12条に規定する資料の提供等の求め、1 法第12条に規定する資料の提供等の求め、1 法第20条第1項の地域相談支援の申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実に可い地域相談支援との申請に多る応答に関する事務 4 法第24条第2項の支給決定の変更の対し、対の政治に関する事務 5 法第21条第1項の支給決定の変更の対し、対の政治に関する事務 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律能行令者で表す。第26条の7若しくの関連にもいるの表す。第26条の7若しくの思しまで表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	第51条の10第1項の地域相談支援給付決定の取消L又は同法第57条第1項の支給認定の取消Lに関する事務 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第15条、第26条の7若しくは第32条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称		低ス東家についての窓本型けその屋出に対す 障害者福祉システム、宛名管理システム、中間 サーバー、EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第60条	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第60条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) -番号法第19条第8号 別表第2の108,109及び110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成2長び第55条の3(特定個人情報の提供) -番号法第19条第8号 別表第2の8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108及び116の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務6令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の144、145及び146の項。第146条。第147条並びに等148条 (特定個人情報の提供)・番号法第15条第8号・デントでは、15年の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の11、15、20、37、42、75、80、81、125、144及び155の項。第13条、第17条。	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人の対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施館できる書棚等に保管することを徹底すること。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		各端末を使用するには、職員が設定したバスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない徴度等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務の概要	生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法という。)に基づ接際書福址サービスに係合給付、地域生活支援事業等に関する事務を行っている特別である時代、地域生活支援事業等に関する事務を行っている特別である時間では、10万分の大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大	法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省分等5号)小基連環項目標の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第12条に規定する資料の提供等の求めに関する事務2 法第20条第1項の支給決定、同法第51条同第12条に対しての審査又はその申請に係る事とでいての審査又はその申請に係る事にしての審査又はその申請に係る事にしての審査以はその申請に係る事に関する事務 3 受給者証、地域相談支援給付決定の変更以に同法第56条第2項の地域相談支援給付決定の変更以は同法第56条第2項の支給認定の更消し、決定の変更以は同法第56条第2項の地域相談支援給付決定変更に関する事務 4 法第24条第2項の地域相談支援給付決定の更以は同法第56条第1項の地域相談支援給付決定の取消しに関する事務 5 法第25条第1項の地域相談支援給付決定の取消しに関する事務 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する本が会に関する事務	事前	
令和7年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, EUCシステム	障害者福祉システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, EUCシステム, Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年10月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第60条	・番号法第9条第1項 別表の117の項 ・番号法第19条第6号 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第60条	事前	